**北海道津別町地域おこし協力隊**

**「フリーミッション型」募集要項**

　津別町は、オホーツク管内の最も南に位置し、網走川の源流地域を形成する農業・酪農・林産業を中心とする町です。

　総面積の約86％を占める森林から湧き出る水と、夏は30℃を超え、冬はマイナス20℃以下に凍り付く厳しい自然の中で育てられる農作物、自然の恵みをたっぷり受けたモノづくりに励んでいます。

　人口4,000人ほどの小さな町ですが、ここにはチャレンジする熱い仲間が集まり、それを応援してくれるあたたかい町の人がいます。

　日本全体でも課題となっていますが、津別町でも人口減少や少子高齢化などが深刻であり、町としての機能を保ち、豊かな生活ができる環境であり続けるため、移住定住施策や情報発信、子供・高齢者支援等に官民が一丸となって取り組んでいます。

　そんな津別町において、自らのアイデアを生かして地域課題の解決に取り組み、私達と新たなビジネス創出に繋げていただける地域おこし協力隊員を募集します。

１．募集人員

　　地域おこし協力隊員「フリーミッション型」１名

２．業務内容

　　原則として、選考時の提案内容に基づき活動していただくことになります。なお、下記については、活動内容を提案いただく際の参考としてください。

(1)農畜産業に関すること

(2)林業に関すること

(3)観光振興・特産品に関すること

(4)移住に関すること

(5)教育・文化振興に関すること

(6)情報技術（DX）の活用に関すること

(7)その他、地域活性化に資すること

３．応募条件

(1)都市地域等から津別町に生活拠点を移し、住民票を移動できる方

(2)地方公務員法第１６条に規定される欠格事項に非該当の方

(3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員でない方

４．求める人物像

(1)素直に前向きなコミュニケーションをとることができ、地域・行政・町内の団体及び事業者等の関係者と協働して本町の活性化に取り組むことのできる方

(2)経験や技術の習得など活動に意欲と責任を持ち、任期３年間での活動を通じて定住に結び付ける意欲のある方

(3)自治体独特の予算執行の考え方や意思決定の過程を理解し、企画立案や戦略設計を積極的にできる方

(4)下記の資格・経験等を有するもの、または取得に意欲のある者

【必須資格・経験】

　・普通自動車免許

※AT限定可、技術・経験ともに実際に運転ができる必要あり

　 　※応募時所有必須

５．活動場所

原則として町内全域

６．待遇等

(1)地域おこし協力隊員の待遇については、別紙「津別町地域おこし協力隊待遇一覧」に記載のとおりとしますが、採用後の活動に係る経費（住宅料や車両料、旅費、研修費等）は年間200万円が上限となります。ただし年度内の活動期間に応じて上限が異なりますので、予めご了承ください。

(2)津別町役場と地域おこし協力隊員の間に雇用関係はありませんので、各自で国民健康保険や国民年金に加入してください。

７．応募手続き

(1)受付は応募開始日より随時受付しますが、採用が決まり次第終了します。

(2)提出書類は以下のとおりです。

　①履歴書（任意様式、顔写真付き、職歴がわかるもの）

　②企画提案書（任意様式、800～1,200字程度）

津別町で取り組みたい事業について、これまでの職務経験等を踏まえながら記載してください。

(3)申込み、問合せ先は以下のとおりです。

　〒092-0292　北海道網走郡津別町字幸町41番地

　津別町役場 住民企画課 企画係

　TEL：0152-77-8374

　e-mail：toukei@town.tsubetsu.hokkaido.jp

８．選考

(1)第１次選考

　 履歴書、企画提案書等の書類選考の上、応募者全員に対して結果を文書及びメールにて通知します。

(2)第２次選考

　 第１次選考合格者を対象に、面接（プレゼンテーションを含む）を主体とした選考試験を予定しています。

　 日時や会場については、第１次試験選考結果とともに通知します。

(3)結果通知

　 第２次選考後、速やかに合格者へ電話にて通知します。また、文書でも合否につい

て通知します。

(4)その他

 　　 選考に係る経費（第２次選考の交通費等を含む）については受験者の負担とします。

選考経過及び結果等に関するお問い合わせにはお答えできません。ご了承ください。

９．その他

(1)募集に関するお問い合わせについては、メールまたは電話でお願いいたします。

(2)選考（面接を含む）において、関連のある役場内部署ならびに事業者が加わりますことを予めご了承ください。

(3)募集に係る全ての個人情報については、法・条例に基づき適正に管理し、本人の了解を得ない限り第三者へ提供しないこととします。

(4)提出書類の返却は致しかねますので予めご了承ください。

(5)関連する条例・規則等については例規類集よりご確認ください。

１０．津別町での暮らしについて

　　別紙「津別町での暮らしについて」のとおり簡単ですが、まとめたものがありますので、参考としてください。